

令和7年度動画配信による運転者教育実施要領

東ト協業交発第249号

令和7年12月22日

1. 目的

本要領は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の「第一章 一般的な指導及び監督の指針」の「2 指導及び監督の内容」に規定されるいわゆる「法定12項目の運転者教育」について、会員事業者に対して運転者が視聴する教育動画を配信し、事業用トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を運転者に効果的に習得させる教育の受講等について定めることとする。

2. 受講対象者

東京都内の会員事業所に所属する事業用トラック運転者（以下「運転者」という。）

3. 実施期間

令和8年1月8日から令和8年3月31日

4. 委託業者（動画等の制作及び配信）

株式会社ディ・クリエイト（以下「委託業者」という。）

5. 教育項目

- (1) 事業用自動車を運転する場合の心構え（令和8年1月配信）
- (2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項（令和8年2月配信）
- (3) 事業用自動車の構造上の特性（令和8年3月配信）

6. 配信教材

- (1) 5で掲げた教育項目に係る動画及び試問
- (2) 交通安全等その時節に応じた教育動画
- (3) 運転者の健康管理に関する教育動画
- (4) 運転者周知用のポスター

7. 受講申込

- (1) 受講料等受講に係る費用の会員事業者の負担はない（インターネットの利用や試問用紙の出力等に要する環境整備や費用負担は、会員事業者が行うこと）。
- (2) 受講申込は、会員事業者が、東ト協ホームページに設けられた委託業者への受講申込を行う専用フォームにその名称、受講者数、URL等の送信先など受講に必要な事項を入力して行う。委託業者は、会員事業者が申込後、3営業日以内に動画視聴用URL、試問用URL及びポスターの各データを会員事業者へ返信する。
- (3) 入力情報を変更する場合又は受講を終了する場合は、会員事業者が、東ト協ホームページに設けられた委託業者への専用フォームに必要な事項を入力して行う。
- (4) 委託業者は、受講する会員事業者について受講を継続させがたい事実があった場合は、当協会に協議の上、その受講を終了させることができる。

8. 受講手順

- (1) 委託業者は、動画教材配信月の前月最終営業日までに、会員事業者へ動画視聴用 URL、試問用 URL 及びポスターの各データを会員事業者へ送信する。
- (2) 委託業者は、会員事業者へ当該月の 1 日に動画及び試問を配信する。動画については、当該月の 1 日より視聴可能とするものとし、ポスターについては、前月の最終営業日までに印刷可能な状態で配信するものとする。
- (3) 会員事業者は、事業所にポスターを掲示するなど運転者へ動画の視聴を周知するとともに、出力した試問の用紙を運転者に交付する。
- (4) 運転者は、PC 又はスマートフォンにより、動画視聴用 URL から動画を視聴するとともに、視聴後は、交付された試問の用紙に解答し、会員事業者へ提出する。なお、動画は、配信月を含む 3 ヶ月間の視聴を可能とし、ダウンロード機能は有しない。
- (5) 本教育教材には、システムによる進捗確認や受講記録を作成する機能がない。そのため、会員事業者は、運転者から提出された回答済みの試問用紙により教育結果を確認するとともに、これを 3 年間保管し、教育記録簿として使用する。
- (6) 会員事業者は、2 に定める受講対象者ではない者に動画及び試問を使用させてはならない。